

Qualifying &
Life Member



MDRT®

オフィス **ASADA**

代表 麻田 春江

茨城県取手市井野台 1-7-28 〒302-0015

Tel : 0297-72-2401 Fax : 0297-72-6217

e-mail : officeasada_h@ybb.ne.jp

携 帯 : 090-8720-8591

平成 20 年 6 月 吉日

オフィスASADA通信のご案内



「健康管理は自己責任」の時代は終わりました！

メタボリック・シンドローム（内臓脂肪症候群）の予防・改善を目的に、2008年4月より40～74歳の保険加入者を対象にした「特定健康診断・特定保健指導」が導入されました。2013年度からは健康増進の成果に応じて、企業の健康保険組合から国に払う拠出金が増減する仕組みが導入されることになっており、もはや企業にとって「メタボ健診対策」は大きな課題のひとつ。社員のみなさんの健康維持と自社の負担軽減のために、積極的に取り組むことが求められています。メタボ検診ではメタボかその予備軍と診断されると保健師などから生活習慣の改善指導が行われることになりました。

●メタボリックシンドロームとは…

肥満が原因で動脈硬化を招く生活習慣病が重なった状態を、メタボリック・シンドローム（内臓脂肪症候群）と呼びます。

その診断基準は、へそまわりが男性では85センチ以上、女性では90センチ以上といわれ、これに高血圧、脂質代謝異常、高血糖に一つ以上該当すると、メタボ予備軍、二つ以上でメタボの可能性が強く疑われます。又、やせている人でも、生活習慣病になる危険があることが大阪府立大の研究グループの大規模調査で分かりました。

Asada



平成20年6月1日から道路交通法が一部改正されました。

◆普通自転車の歩道通行のルールが変更！

《 自転車安全に利用するための5つの規則 》

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



5. 子どもはヘルメットを着用

- ・13歳未満児が自転車に乗る際のヘルメット着用は、保護者の努力義務になりました。

《歩道通行ができる要件》

- ・「普通自転車の歩道通行可」の標識が設置されている歩道
- ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者が運転するとき
- ・車道または交通の状況からみてやむを得ない場合

◆平成20年6月1日から後部座席のシートベルト着用が義務化になりました。 高速バスおよびタクシーも同様です。

自動車の運転者は、助手席・後部座席で、シートベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはいけません。

違反に対しては、基礎点数1が付されます。

(注) この改正により、これまでの「努力義務」が「義務化」になりました。



◆75歳以上のドライバーに高齢運転者マークの表示が義務づけられました。

今回の改正では70～74歳の運転者に、もみじマーク取り付けの努力義務が加わり、75歳以上には取り付けが義務付けられました。

◆すべての聴覚障害者の普通免許取得が可能

聴覚障害者の免許取得条件が緩和され、聴覚が完全に失われた人も条件付きで普通乗用車を運転できるようになりました。それに伴い一般のドライバーにも聴覚障害者の車への配慮義務が定められました。

ASADA 医療ケースワーカー」ってご存知ですか？

- ・病気や治療について不安なとき
- ・入院費や医療費について困っているとき
- ・入院中、家族の生活が心配なとき
- ・病気のため、家族や職場に困る問題が起きたとき
- ・病気が回復しても生活の方針が立たないとき

こんなときは！

殆どの病院には医療ケースワーカーがいらっしゃいますので、ご相談してください。

ASADA

この、オフィス ASADA 通信は、私、麻田春江が、お世話になっている皆様方に感謝の心を込めて配信しているものです。無断での複写、配布はしないようお願い申し上げます。